

出典：新ヤミ金融対策マニュアル  
 ヤミ金融対策立法の解説(全国クレジット・サラ金問題対策協議会)

第3節 長野県における

ヤミ金融対策の取り組みについて

弁護士 村上 晃 (長野県弁護士会)

ヤミ金融被害対策については、全国各地でさまざまな取り組みがなされているが、その中で、長野県には、特筆すべきものがあり、全国的にも注目されている。

昨年(2002年)末、田中康夫知事の提案で、県は、ヤミ金110番と、「長野県ヤミ金融被害救済緊急対策会議」(以下では、「対策会議」という。)を設置した。長野県ではそれ以前に県内の弁護士、司法書士、クレサラ被害をなくす会などで作る「ヤミ金融を告発する長野県連絡会」により、全国に先駆けての一斉告発や、県議会でも、県や県警に対し、ヤミ金融被害についての質問が行われるなどがあり、これらが県に対策会議設置を促したと思われる。

対策会議の構成メンバーは、当初は、県、県警、財務局事務所、弁護士会、司法書士会、商工会、消費生活センター、貸金業協会といういわば公的な団体であったが、その後、ヤミ金融を告発する長野県連絡会や「長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会」(長野県被連協)、暴力追放県民センターも正式な構成団体として加入した。県は、ヤミ金融対策にかかわる者は広く構成メンバーとするとのスタンスである。また、毎回の対策会議は、すべてマスコミに公開しており、対策会議での議論の内容は、随時、県民に対し報道されている。

ヤミ金110番では、県消費生活センター、地方事務所、弁護士会、司法書士会、各所轄警察署、さらには県警にヤミ金融の専用相談室を設けた。

対策会議は、月に1回程度開催しているが、各構成団体から議題を募り、全体で議論し、即効性のある対応を行っている。会議においては、県が主

導的な役割を十分に発揮しており、大胆かつ機敏な対応には驚かされる場面もある。

これまでに対策会議が行ってきたことは様々であるが、いくつか代表的なものについて上げる。

- (1) 対策会議の構成メンバーが受けた相談については、情報の一元的集約を図るため、ヤミ金融に関するデータ(業者名、住所、電話番号、ファックス番号、口座番号、口座名義人など)を、常時、対策会議の事務局である県の担当課に送り、担当課は、構成メンバーに対し、メールでその情報を送信する仕組みにしている。当初は、所定の書式の形をとってメールで担当課へ情報を送信することにしていたが、この方法では送信する側の負担が大きいため、現在は、聞き取り表などを直接担当部署にFAXするなどの方法をとっている(これは後に紹介するように予算措置が取られたことにより可能となった)。
- (2) ヤミ金融からの職場に対する取り立て電話のために、支払いをせざるをえなくなったり、さらには離職を余儀なくされる場合も多い。これに対する防止策として、県の経営者団体に対して、対策会議の構成団体の名前を列挙した(ただし、県警と財務局は除く)通知(「ヤミ金融被害者の離職防止について」)を送り、企業経営者に対して、ヤミ金融対策への協力と理解を求めた。この通知は、同時に対策会議のメンバーにおいて、希望する相談者にはこれを渡し、勤務している職場に提出して、離職の防止を図るとともに職場の理解と協力を求める方法としても活用している。
- (3) さらに、対策会議としてヤミ金融業者に対して警告書が出せないか検討した。特に被害者本人や弁護士以外の者が業者と対応する際に対策会議名で警告を内容とする通知が出せれば、取立を止める一定の効果が期待できることから検討された。結果として、県警と財務局を除く対策会議の構成団体の名前を列挙した通知を作り、これを活用することとした。この通知は、ヤミ金融業者に対する通知であるが、被害者自身このよう

な文書を渡されることで、ヤミ金融業者は犯罪行為を行っていること、また、自分は対策会議のメンバーに相談していることを認識でき、ヤミ金融からの取り立てに立ち向かう勇気を与えることにもつながるものである。

- (4) ヤミ金融業者による学校への電話等に対しては、県の名前で、県内の各学校長宛にヤミ金融に対する対処法についての通知を出し、適切な対応が可能となるよう周知を図っている。
- (5) 当初、県のヤミ金融対策について格別の予算措置はされていなかったが、今年7月の補正予算に一千百万円余が計上された。これは県内の各消費生活センターに専属の「ヤミ金融相談員」を配置することと、ヤミ金融情報の一元的集約のため事業費として計上された。
- (6) ヤミ金融口座の凍結については、ヤミ金融対策としてもっとも効果的なものであることから、対策会議としてどのような方法が取りうるのか検討した。銀行の口座凍結の根拠としては、本人確認法に基づく取引停止、および、預金規定に基づく取引停止・強制解約などが考えられるところであるが、結局は、銀行がどこまでやるか、に尽きる。そこで、対策会議では、対策会議で集約した情報に基づき、口座のある当該銀行に対して情報提供を行い、銀行に対応を促すなどの方法を検討した。ただ、現時点で県警や財務局の協力がどこまで可能かについては、それぞれの立場の限界の問題もあって、いかに実効性のあるものにするかが問題であった。8月7日には、県は単独で対策会議に先駆けて、知事名で、11の金融機関の39口座について依頼書（「ヤミ金融業者の銀行口座に関する適切な対応について」）を發し、情報提供するとともに、本人確認の実施、入出金状況の調査、その間の口座の凍結、調査結果および対応内容についての報告を求め、さらに協力を得られない銀行については公表するとの方針を明らかにした。これに対し、39口座のうち、8月末までに19口座が凍結、1口座が閉鎖、任意解約4口座、その他の15口座は調

査中との報告を受けた。その後は、対策会議において、県知事を含めた構成団体の代表者名で同様の要請を金融機関に対して行っている。この長野県の取り組みが、ヤミ金融口座に対する、後の金融庁の積極的な姿勢に影響したとも言える。

この金融機関に対する要請は、もちろん、法的な効力はないが、その趣旨とするところは、銀行の社会的責務としての対応に強く期待し、これを促すというものである。対策会議として行うについては、ヤミ金融であることの疎明資料が揃っているもの（対策会議で共通して使用している被害調査票、被害者の振込伝票・通帳の写し、ダイレクトメールなど）、特に悪質なものなどについて行うこととしている。

- (7) 最近では、架空請求など詐欺的な行為を行う業者が、郵便局の口座を指定する場合もあることから、対策会議では、金融機関への要請と同様の要請を行う予定である。
- (8) それ以外に、すでに以前に県が作成した行政担当者向けのマニュアルはあったが、さらに弁護士を講師とした行政の相談担当者に対する研修会（4回）を実施し、統一的な相談、アドバイスを可能とするよう試みている。  
さらに、9月29日には、対策会議として「ヤミ金融110番」を、県内4ヶ所の消費生活センターを会場として実施した。これには消費生活センターのヤミ金融専属相談員、弁護士会、司法書士会、長野県被連協などが広く参加した。
- (9) また、県民に対する広報・啓発として、ホームページの開設、県の回覧である「くらしまるとく情報」にヤミ金融被害の実態、対応策、相談先を記載し、これを県内全体に回覧板により回覧したり、長野県の広報への記載、テレビスポット、弁護士（宇都宮健児弁護士）を招いての講演などを実施している。さらにできるだけ県民の目や耳に届く形での方法として、県では市町村に対し、市町村の広報誌への掲載、有線放送電

話、CATV等での放送を「繰り返し」行うことを求め、アナウンス原稿なども統一したものを作っている。

- (10) ヤミ金融対策法が成立したが、元金返還義務の有無については、規定を設けなかったために、弁護士会や司法書士会の見解と、それ以外の国、行政、警察の見解と異なる場合がある。この点、対策会議では、相談におけるアドバイスについての統一基準、あるいは申し合わせを検討している。各構成団体が相談を受けた際、最低限度、元金の返還義務があるというアドバイスはしない、という点で対策会議の各構成団体の合意ができるよう、前向きに検討している。

以上が対策会議の概要であるが、県の積極的な対応は、弁護士会を含め、個々の構成メンバーを十分に触発している。対策会議での議論は毎回、白熱したものであり、予定した時間を超過するのが常である。当初は、実際どこまで県ができるのかと懸念した面もあったが、県は、いかに被害救済を図るかに主眼をおいて対策会議を運営している。そのため、各構成団体の立場の限界などから一部の構成団体が名前を連ねないまま諸施策を実行している場合もあるが、何よりも被害者救済のためにできるところから直ちに始めようというのが県の考え方である。

長野県弁護士会も対策会議の構成団体として、迅速に相談を受けるために、これまでのクレサラ相談とは別にヤミ金融相談の窓口を設けている。また、これまでに県警に対する取締り要請（2003年1月7日）、ヤミ金融対策法の緊急立法を求める声明（2003年1月7日）、さらに全国に先駆けて、金利の引き下げを求める声明（2003年5月28日）を出してきた。また、本年8月には、対策会議の構成団体として県弁護士会では、対策会議のノウハウを踏まえた「最新ヤミ金融対策マニュアル」を作成し、統一的なヤミ金融対策についての周知を図っている。

県司法書士会、県青司協でも、ヤミ金融相談担当者による相談、ヤミ金融110番の実施、また、ダイレクトメール、チラシ、電報の買い取り（2003年4月19日）、出資法の上限金利の引き下げとヤミ金融対策法の制定

を求める国会議員要請、長野市議会に対する請願など積極的な取り組みをしている。

また、ヤミ金融を告発する長野県連絡会と長野県被連協などの有志が中心となって、県議会や市町村議会に対して、ヤミ金融対策法の制定および金利の引き下げを求める決議の請願活動を行い、県議会をはじめ多数の市町村議会において、決議を採択し、政府や国会に対して地方からの声を発してきた。

ヤミ金融を根絶するためには、また、ヤミ金融被害者を救済するためには、行政、警察、市民全体が、一致団結して、ヤミ金融に立ち向かうことが必要である。

もちろん、長野県においても依然として被害はなくなり、悪戦苦闘の毎日であるが、長野県の取り組みは「ヤミ金融包囲網」のひとつの試みであり、行政がリーダーシップをとってやれば、少なくともここまでできるという証である。

# ヤミ金融対策について

長野県生活環境部生活文化課

## 1 概要

長引く不況の中で超高金利の貸し付けを行うヤミ金融による被害が多発し、大きな社会問題となっていることから、ヤミ金融被害者救済緊急対策会議を設置し、関係機関の緊密な連携のもと、ヤミ金融対策を推進している。

※ヤミ金融＝無登録業者及び出資法の上限金利（29.2%）を超えた金利を取っている貸金業者

## 2 対策

### (1) ヤミ金融被害者救済緊急対策会議の設置

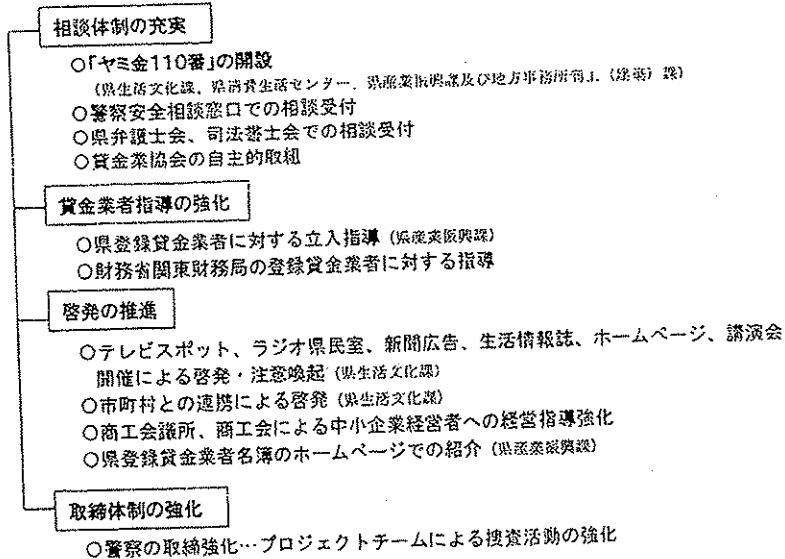
ア 目的：県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者救済を図るため、関係機関の緊密な連携のもとヤミ金融被害に関する対策を推進する。

イ 設置：平成14年12月27日

ウ 構成：長野県生活環境部・長野消費生活センター・商工部、長野県警察本部生活安全部、財務省関東財務局長野財務事務所、長野県弁護士会、長野県司法書士会、(社)長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、(社)長野県貸金業協会、(財)長野県暴力追放県民センター、ヤミ金融を告発する長野県連絡会、長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン被害をなくす会連絡協議会

エ 事務局：生活文化課

### (2) 施策体系



## (3) 実施状況

### ア 対策会議の開催状況

第1回	平成15年1月30日	第5回	7月24日
第2回	3月14日	第6回	8月28日
第3回	5月13日	第7回	10月9日
第4回	6月13日	第8回	11月19日(予定)

### イ 具体的施策

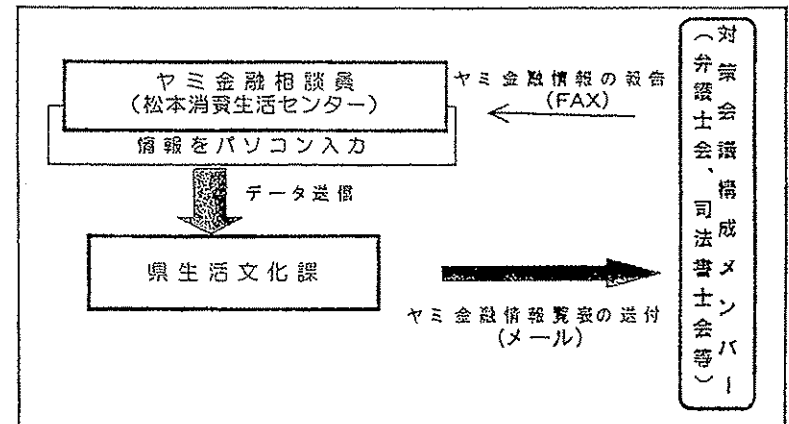
項目	内容	備考
ヤミ金融への「通知書」の送付	ヤミ金融を牽制するため、対策会議構成団体の連名により、出資法及び貸金業規制法に基づく規制に違反しないことを求める通知書を送付	6月から実施
債権者の連絡防止	ヤミ金融から勤務先への取り立ての電話により債権者が離職することのないよう、対策会議構成団体の連名により、経済団体あて文書で協力依頼	6月に実施
ヤミ金融対策関係者を対象とした研修会	相談体制の充実のため、県ヤミ金110番担当職員、市町村消費者相談担当職員及びヤミ金融対策会議関係者を対象とした研修会を開催	5月～6月 県下4か所で開催
ヤミ金融に関する情報の一元的集約	各関係機関が収集した個々のヤミ金融に関する情報を一元的に集約したうえ、相互利用	4月から試行 (9月から本格実施)
口座の取引停止等に向けた取り組み	対策会議の構成団体が連名で、ヤミ金融の口座に関する情報を当該銀行に提供し、取引停止等適切な対応を求める。	H15.8.7 39口座 (知事名) H15.9.29 25口座
県下一斉「ヤミ金融無料相談会」	県下4か所の消費生活センターなどを会場に、対策会議メンバーによる無料相談会(面談及び電話)を開催	H15.9.29 実施
ヤミ金融への適切な対処方法の教育機関への周知	県下の小中高등학교全校に対し、ヤミ金融から被害に遭った場合の対処方法を通知	H15.10.8 実施

啓発事業の積極的実施	① 生活情報誌「ながのけん 暮らし情報」 11万部発行、各戸回覧【平成15年3月号、5月号、11月号】
	② 新聞広告「広報ながのけん」 8新聞紙 約85万部【平成15年1月25日(土)】
	③ テレビによるPR ・インフォメーション信州(長野朝日放送) 【平成15年1月29日(水) 18:55~19:00】 ・なるほど長野(SBC) 【平成15年5月19日(月) 10:54~50】
	④ ラジオによるPR 「ラジオ県民堂」等(SBCラジオ) 【平成14年12月30日(月)、平成15年2月7日(金) 平成15年8月19日(火)】
	⑤ 被害者向けパンフレットの作成(作成中) 県や市町村などの窓口で被害者に配布
	⑥ その他 講演会の開催(2回) 県ホームページへの情報掲載 市町村への広報依頼

### ヤミ金融情報の一元的集約方法の変更について

県では、9月からヤミ金融被害相談員を消費生活センターに配置する予定です。これに伴い、情報集約の迅速化と情報を提供いただくヤミ金融対策会議構成団体の皆様の負担軽減などを図るため、ヤミ金融情報の一元的集約の方法を次のとおり変更いたします。

区分	従来	変更後
情報集約	方法 ヤミ金融情報を一覧表(エクセル様式)に入力した上、メールで送付	任意の様式(ヤミ金融被害調査表、各機関の相談カードなど)をファックスで送付(被害者の個人情報は黒塗り等により伏せる) 〔一覧表への入力には松本消費生活センターのヤミ金融相談員が行なう〕
	報告先	県生活文化課 松本消費生活センター FAX 0263-35-0949
	報告期限	毎月25日 随時
情報提供	時期	毎月末 週1回程度
	方法	県生活文化課からメールで一覧表を送付





平成 15 年(2003 年)6 月 24 日

(社) 長野県経営者協会 様

長野県生活環境部長  
 長野県商工部長  
 長野県弁護士会長  
 長野県司法後士会長  
 (社) 長野県商工会議所連合会長  
 長野県商工会連合会長  
 (社) 長野県貸金業協会会長  
 (財) 長野県暴力団対策センター会長  
 ヤミ金融を告発する長野県連絡会代表  
 長野県クレジット・キャッシング、高利商工ロー借審  
 をなくす会連絡協議会会長

ヤミ金融被害者の離職防止について (お願い)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発し社会問題化していることから、長野県では、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者の救済を図るため、関係機関・団体の緊密な連携のもと、ヤミ金融被害に関する様々な対策を推進しております。

ヤミ金融は、ダイレクトメール等では、低金利をうたいますが、実際は出資法で規制されている上限金利年 2.9. 2%をはるかに上回る年数千%という超高金利で貸し付け、明らかに投資違反の犯罪行為と當えます。

近時、ヤミ金融の手口は多様化、巧妙化してきており、銀行口座に勝手に振り込み、超高金利の返済を要求する、あるいは、債権回収業者を偽って電報や封書を送りつけ、不当に返済を迫るなど非常に悪質な手口も増えています。

また、ヤミ金融は、一旦返済が滞ると、もっぱら暴力的、脅迫的な電話による取立てを本人のみならず家族、親戚、勤務先、近所にまで執拗に行い、支払いをせざるをえないよう仕向けます。

このため、全国的に見ると一家離散を余儀なくされたり、職場での信頼関係が破綻し離職せざるをえなくなるなど平穏な生活が破壊された人も少なくなく、その被害は、甚大かつ深刻な状況にあります。

以上のようなヤミ金融の超高金利の貸し付け、悪質な取立て行為は、出資法、貸金業規制法に違反し、法治国家において到底見逃されるものではありません。

つきましては、このようなヤミ金融の悪態を踏まえ、職場などに嫌がらせのためにかかって来る電話に対して被害者と共に毅然とした対応をとるなどご理解をいただくとともに、被害者が自ら勤務する会社を辞めざるを得ないような状況に陥ることのないよう、貴会関係企業にご周知いただきたく、特段のご配慮、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

なお、別添「ヤミ金融への対処方法」をご活用ください。

注) ヤミ金融=無登録業者及び出資法の上限金利(29.2%)を超えた金利を取っている貸金業者

【本文書に関するお問い合わせ先】  
 長野県生活環境部生活文化課  
 担 当 田野虎正、長田敏彦  
 電 話 026-235-7172  
 ファクシミリ 026-234-6579  
 電子メール seibun@pref.nagano.jp

(別 添)

ヤミ金融への対処方法

ヤミ金融からの執拗かつ暴力的な言葉による電話は、会社にとっても大変迷惑です。場合によっては、業務に支障をきたすこともあり得ます。

このような場合は、次の点にご留意のうえ対処してください。

★ 基本は・・・

ヤミ金融が本人ばかりではなく家族や勤務先にも執拗に電話をしてくるのは、嫌がるどころに電話をして、本人を精神的に追い詰め、不当な支払いをしなければならないように仕向けるためです。

○ 会社の皆さんは、ヤミ金融に対して毅然とした態度で、不当な電話をよこさないよう伝えるのが基本です。しばらくの辛抱が必要ですが、ヤミ金融は、勤務先に電話をしてもらちが開かないことがわかると、電話をよこさなくなります。

○ 「本人によく伝えておく」「本人に電話させる」などの返答では、ヤミ金融の電話は止まず解決になりません。

★ 暴力的な言葉に対して・・・

ヤミ金融は、大変暴力的な言葉で電話をかけて来ることがあります。このような場合、受けた人は、精神的な苦痛を感じるのが普通です。

○ ヤミ金融からの電話に対処する人を管理職など一部のみに決めておくのも方法です。

○ 受話器を耳から話し、しばらくしてからこちらの主張を繰り返し、電話を切るくらいの気持ちで対応してください。

○ 実際には、弁護士に依頼する予定がなくても「電話をやめないと弁護士を通じて警察に告発する。弁護士に対応を相談している。警察に通報した。」などと冷静に伝えることも方法です。

★ 着信拒否

ヤミ金融は、ヤミ金融はほとんどが県外業者であり、実際に取立てに来ることはまずありません。ただし、余りに電話が執拗で業務に影響があるような場合は、ヤミ金融が連絡できなくすることが必要になります。

○ 会社の場合、電話番号を変えてしまうことは、不可能だと思いますので、NTTなどに申し込み、迷惑電話のおことわりサービス(電話を受けた後、プッシュダイヤルを操作すると、以降その電話番号を申込者の電話番号につながらないサービス)を利用して着信拒否することも方法です。工事費数千円、月々のサービス料金 700 円程度でできます。

★ 相談窓口

長野県では、「ヤミ金 110 番」を開設し、ヤミ金融に関する相談を受け付けていますので、ご相談ください。

「ヤミ金 110 番」(平日 午前 9 時から午後 5 時まで)

生活環境部生活文化課	電話 026-235-7172	飯田消費生活センター	電話 0265-24-8058
商工部産業振興課	電話 026-235-7200	上田消費生活センター	電話 0268-27-8517
長野消費生活センター	電話 026-223-6777	各地方事務所商工担当課	
松本消費生活センター	電話 0263-35-1556		

通 知 書

平成 15 年(2003 年) 月 日

事業者の皆様へ

長野県生活環境部  
 長野県商工部  
 長野県弁護士会  
 長野県司法書士会  
 (社)長野県商工会議所連合会  
 長野県商工会連合会  
 (社)長野県貸金業協会  
 (財)長野県暴力追放県民センター  
 ヤミ金融を告発する長野県連絡会  
 長野県クレジット・サラ金、高利商工ローン  
 被害をなくす会連絡協議会

長野県は、ヤミ金融による被害が多発し、深刻かつ大きな社会問題となっている状況を受け、関係機関・団体が緊密に連携して、ヤミ金融撲滅に向けた様々な取り組みをしています。

既にご存知のこととは思いますが、貸金業を行うに当たっては、以下の事項を遵守することが義務づけられています。これに違反すると、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれが併科されるなどと規定されておりますので、御確認いただきたく通知します。

記

- 1 貸金業を営もうとする者は、貸金業者の登録を受けなければならない。
- 2 年29.2%を超える利息の契約をしてはならない。
- 3 年29.2%を超える利息の支払いを要求してはならない。
- 4 年109.5%を超える利息での貸付契約は無効である。
- 5 無登録業者は、広告、勧誘をしてはならない。
- 6 貸付にかかる契約を締結したときは、業者の名称、住所、契約年月日、貸付金額、貸付利率、返済期間及び返済回数等の契約の内容を明らかにする書面を、借入者に交付しなければならない。
- 7 取立てをするに当たっては、人を威迫し、私生活・業務の平穩を害する言動により困惑させてはならない。

具体的には、次のような行為をしてはならない。

- ・暴力的な態度、大声をあげ、乱暴な言葉を使う、多人数で押しかける。
- ・反復継続して電話、電報、訪問をする。
- ・会社を訪問し債務者を困惑させる。
- ・他の貸金業者からの借入等による弁済を要求する。等

- 8 親兄弟、子供、親戚、知人など法律上支払い義務のない者に対して、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求してはならない。

このほか、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「貸金業の規制等に関する法律」に、金銭の貸し付けを行うに当たっての規制が明記されておりますので、御確認ください。  
 なお、いわゆるヤミ金融対策法が成立し、罰則の大幅な引き上げ、規制強化がされています。

銀行(信用金庫)

頭取 様

長野県知事 田中 康夫  
 ○○○○会会長 △△ △△  
 ○○○○会会長 △△ △△  
 ○○○○会会長 △△ △△

ヤミ金融業者の銀行口座に関する適切な対応について(依頼)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

長引く景気の低迷を背景に、県内においてもヤミ金融の被害が多発していることから、長野県では、県民及び中小企業経営者の被害の未然防止と被害者の救済を図るため、関係団体の緊密な連携のもと、ヤミ金融被害に関する様々な対策を推進しております。

しかし、ヤミ金融から言葉巧みに誘われ、ある意味では質をもつかむ思いで接触して甚大な被害にあわれるケースが後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。

こうした中、関係団体から銀行(貸信用金庫)の下記口座がヤミ金融に利用されている疑いがあるとの情報が報告されました。

これらの口座は、普通預金規定の解約条項に該当すると考えられ、また、架空名義の可能性もありますので、速やかに本人確認を行うとともに、入出金状況の調査を行うようお願いいたします。

ヤミ金融の撲滅のためには、このような金融機関による口座チェックの強化が極めて有効であることから、これら調査の間、口座からの預金引き出しを凍結するとともに、口座の開鎖等も併せて行うよう強く要望します。

また、組織的犯罪処罰法第54条に従い、金融庁長官等に対し疑わしい取引の届出を行っていただきたくお願い申し上げます。

これらの措置に主体性を持って取り組まれることは、銀行(貸信用金庫)が企業市民として従前から果たされている当然の義務の一環であると認識しております。十分ご理解の上で、迅速な措置を講じていただけるものと期待いたしております。

なお、銀行(貸信用金庫)に於ける調査結果及び対応内容については、ご面倒でも電話またはファクス等により、 までに、長野県生活環境部生活文化課までご報告を頂きますようお願い申し上げます。